

仕 様 書

1 一般事項

消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づき、防火対象物における消防用設備等について外観および機能点検、総合点検を行う。

2 点検の期間

点検期限は、契約日から令和 7 年 3 月 14 日（金）までとする。

3 点検の基準

点検方法は消防庁告示第 14 号に準拠して行うこと。

(1) 外観点検

消防用設備等の機器について、適正な配置、変形、損傷の有無を点検基準に従って確認する。

(2) 機能点検

外観または簡単な操作により判別できる事項を点検基準に従って確認する。

(3) 総合点検

消防設備等の全部若しくは一部を作動させ、点検基準に従って確認する。

4 点検員の資格

消防用設備等の点検は、消防設備の種類に応じてその設備に適した区分、種別の免状を有する消防設備士又は総務大臣が認める資格を有する者（消防設備点検資格者）が行うこと。

5 報告書の提出

各期の点検完了時には速やかに報告書を提出すること。報告書には点検数値の記録、点検結果判定を記載すること。また、各点検時の写真、点検状況と不具合箇所の写真、不具合箇所の修正に関する提案等を綴じ込むこと。

6 故障時の対応

点検保守物件が故障の場合は、要請により直ちに技術者を派遣して、調査、点検、調整等を行うものとする。

7 疑義

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関し疑義を生じた場合は、両者誠意を持って協議の上、定めるものとする。

8 その他

- (1) 受託者は、天災、不可抗力その他その責に帰することのない事由により生じた損害並びに全ての間接的損害については、その責を負わないものとする。
- (2) 受託者の従業員が、委託者の建物内においてなす業務上の行為はすべて受託者の責任とする。また、業務上負傷または死亡した場合も、すべて受託者の責任とする。
- (3) 点検に伴う雑材料及び機器は受託者の負担とする。
- (4) 点検業務に必要な官公署への諸願申請に要する経費は受託者の負担とする。
- (5) 軽微な部分については本書に記載のない事項であっても、監督員が必要と認めた作業は、委託金額の範囲内で実施するものとする。